

西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、特殊詐欺等対策機能を有する機器を購入設置する高齢者を含む世帯に対し、購入に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）に関し、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等（キャッシュカードを含む。）を交付させる等の行為。
- (2) 特殊詐欺等対策電話機等 特殊詐欺を未然に防ぐことを目的に製造され、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機（以下「自動録音電話機」という。）又は固定電話機に設置する機器（以下「外付け録音機」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者で、その住所地に居住していること。
- (2) 令和7年3月31日までに満65歳以上となる者、またはその者と同一世帯に属する者。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、申請時点において本市または兵庫県警察から特殊詐欺等対策電話機等の貸与を受けていないこと。
- (5) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、本市から自動通話録音機の無償配付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象機器)

第4条 補助金交付の対象となる機器（以下、「補助対象機器」という。）は、特殊詐欺等対策電話機等であり、前条の補助対象者が購入し、かつ、その住所地で実際に使用するものに限る。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象とする経費は、令和5年12月13日以降に購入した前条に規定する補助対象機器の購入費用とする。ただし、以下の各号の経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費。
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費。
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費。
- (4) 補助対象機器の設置にかかる経費。
- (5) 補助対象機器の配送にかかる経費。
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、自動録音電話機にあつては10,000円、外付け録音機にあつては5,000円をそれぞれ限度とする。

2 補助対象となる補助対象機器は、補助対象者の属する世帯につき1台までとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類
- (2) 着信前自動警告機能及び自動録音機能を有することが確認できる補助対象機器のカタログ又は取扱説明書の写し
- (3) 振込先金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人等(申請者本人の口座に限る)が確認できる書類の写し
- (4) 令和7年3月31日までに満65歳以上となる者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等の写し
- (5) 申請者が令和7年3月31日までに満65歳以上となる者と同一世帯の者の場合は、前号の書類に加えて、申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査及び交付の可否を決定するとともに、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助金申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。6年を経過しない場合は、市長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却（転売）、返品、貸付け、担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部または一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(調査への協力)

第 12 条 補助金申請者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金申請書兼実績報告書

令和____年____月____日

西宮市長 宛

申請者 郵便番号 〒 _____
 住 所 _____ 西宮市
 氏 名 _____ ⑩
 電話番号 _____

西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金の交付を受けたいので、次の通り申請し、併せて事業の完了を報告します。

補助対象経費	購入金額 _____ 円…① ※ポイント及び金券等利用分を除く
補助対象機器種別	<input type="checkbox"/> 自動録音電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機 ※いずれかにチェック
補助対象機器の電話番号	
令和 7 年 3 月 31 日までに 65 歳以上となる者の氏名・生年月日	氏名 _____ 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※下記添付書類 4 の方の身分証明書に記載の氏名・生年月日を記入
補助金申請額	補助金申請額 _____ 円 (※①の金額の 1,000 円未満を切り捨て) ※ただし、補助金申請上限額：自動録音電話機 10,000 円、外付け録音機 5,000 円
購 入 機 器	メーカー名 : _____ 型番・品番 : _____
添 付 書 類	1 補助対象機器を購入したこと証する書類 (購入日が記載された領収書 (宛名は個人名に限る) 又はレシート等) 2 補助対象機器のカタログ又は取扱説明書の写し (着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を有することが確認できるページのみ) 3 振込先金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人等 (申請者本人の口座に限る) が確認できる書類 (通帳又はキャッシュカード等) の写し 4 令和 7 年 3 月 31 日までに満 65 歳以上となる者 (昭和 35 年 4 月 1 日以前に生まれた者) の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等 (運転免許証又は健康保険証又はマイナンバーカード等) の写し ※マイナンバーカードの裏面の写しは不要 5 申請者が令和 7 年 3 月 31 日までに満 65 歳以上となる者と同一世帯の者の場合は、上記 4 の書類に加えて、申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書等 (運転免許証又は健康保険証又はマイナンバーカード等) の写し ※マイナンバーカードの裏面の写しは不要 6 その他 ()

裏面に続く (裏面にもご記入ください)

【振込先口座】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義人 (カタカナで記入) *申請者本人に限る
銀行・信用金庫 農協・労働金庫 信用組合		1. 普通 2. 当座		

ゆうちょ銀行 (郵便局) (通常貯蓄貯金への振込はできません)	記号	番号	口座名義人 (カタカナで記入) *申請者本人に限る
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きの左上、またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 -		

※口座名義人は、必ずカタカナで記載してください。

誓約書

私は、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金の申請にあたり、下記事項について誓約します。誓約に違反した場合は、交付された補助金を返還します。

- (1) 補助対象機器購入後6年間は西宮市の承認なしに譲渡、交換、売却（転売）、返品、貸付け、担保に供しません。
- (2) 申請者は西宮市税を滞納していません。
- (3) 申請者の個人情報（税務情報）等について、西宮市が関係機関等に照会することに同意します。
- (4) 申請者または申請者と同一世帯に属する者が、申請時点において西宮市または兵庫県警察から特殊詐欺等対策電話機等の貸与を受けていません。
- (5) 申請者または申請者と同一世帯に属する者が、西宮市から自動通話録音機の無償配付を受けていません。
- (6) 申請者または申請者と同一世帯に属する者が、西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金の交付を受けていません。
- (7) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号に定義する暴力団員ではないこと、また、第2条第3号に定義する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者氏名（自署又は記名押印）

Ⓜ

市記載欄

- 着信前自動警告機能
- 自動録音機能

西地コ指令第 号
令和 年 月 日
（ 年）

様

西宮市長 石井 登志郎

西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請がありました西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金について、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1 交付決定

交付決定額	円
交付条件等	<ul style="list-style-type: none">西宮市補助金等の取扱いに関する規則及び西宮市特殊詐欺等対策電話機等購入補助金要綱を遵守すること。補助事業に関する報告及び調査に協力すること。

2 不交付決定

不交付決定の理由	
----------	--

3 担当部署

西宮市 市民局 市民総括室 地域コミュニティ推進課（地域防犯担当）

Tel: 0798-35-3474

Fax: 0798-23-5551

*補助金の振り込みは、申請時期により、申請から1～2か月程度要することがありますので、あらかじめご了承ください。